

寒川町消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 16 号

寒川町消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

寒川町消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則(平成 18 年寒川町規則第 47 号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部1の項中「166,950円」を「171,650円」に改め、同部2の項中「72,990円」を「73,090円」に改め、同表随時介護を要する状態の部1の項中「83,480円」を「85,780円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。